

朝倉市教育大綱



令和5年3月

朝倉市

目 次

1	はじめに	1
2	教育大綱の位置付けと対象期間	2
3	教育大綱の施策について	3
	（1）教育施策の体系	3
	（2）教育施策の基本方針	5
	ア 幼児教育	5
	（ア）幼児教育の充実	
	（イ）子育て家庭の相談支援の充実	
	イ 学校教育	6
	（ア）確かな学力の育成	
	（イ）豊かな心の育成	
	（ウ）健やかな体の育成	
	（エ）開かれた学校づくり	
	（オ）教育環境の充実	
	（カ）教育支援の充実	
	ウ 文化・生涯学習	8
	（ア）生涯学習の推進	
	（イ）スポーツの推進	
	（ウ）読書活動の推進	
	（エ）文化芸術活動の推進	
	（オ）文化財の保存と活用	
	エ 青少年	11
	（ア）未成年者の非行・犯罪防止	
	オ 人権・同和教育	11
	（ア）教育・啓発の推進	
	（イ）人権・同和問題に関する相談・支援体制の充実	
	カ 男女共同参画	13
	（ア）男女共同参画の推進と多様性の理解	

1 はじめに

わが国は、少子高齢化の急速な進行と人口減少が加速化する中、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けて、AIの進化をはじめとする技術革新やDX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用し多様な人材を活かすための働き方、雇用制度の見直し、更にはコロナ禍による生活行動や価値観の変容など、社会環境が大きく変化しており、将来予測が困難な時代を迎えています。

また、大規模な自然災害などをもたらす地球温暖化の進行が、地球規模での課題として深刻化しつつあり、人類社会の持続可能性を確保するため、17のゴール・169のターゲットから構成されたSDGsのもと、世界各国が連携・協調して取組を進めていくことが求められています。

子どもたちを取り巻く環境をみると、子どもの貧困問題や様々な体験の場の減少、地域の間人関係の希薄化など、様々な変化が生じています。この先、人生100年時代の到来が予測されており、長い人生を生きるためには、生涯を通して知識と時代の変化に応じるスキルを身に付けることが必要となってきました。

このように変化し続ける日本や世界の状況に柔軟に対応し、次の時代を担う人材の育成に向け、教育の重要性がより高まっています。

本市の学校教育については、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の全国一斉臨時休業をはじめ、ウィズコロナ時代における教育活動に加えて、コロナ禍のもとで加速する学校のICT化など、学校教育現場は様々な制限を受け著しく環境が変化する中、子どもたちの学びを守るため、試行錯誤を重ねながら学習活動を進めています。

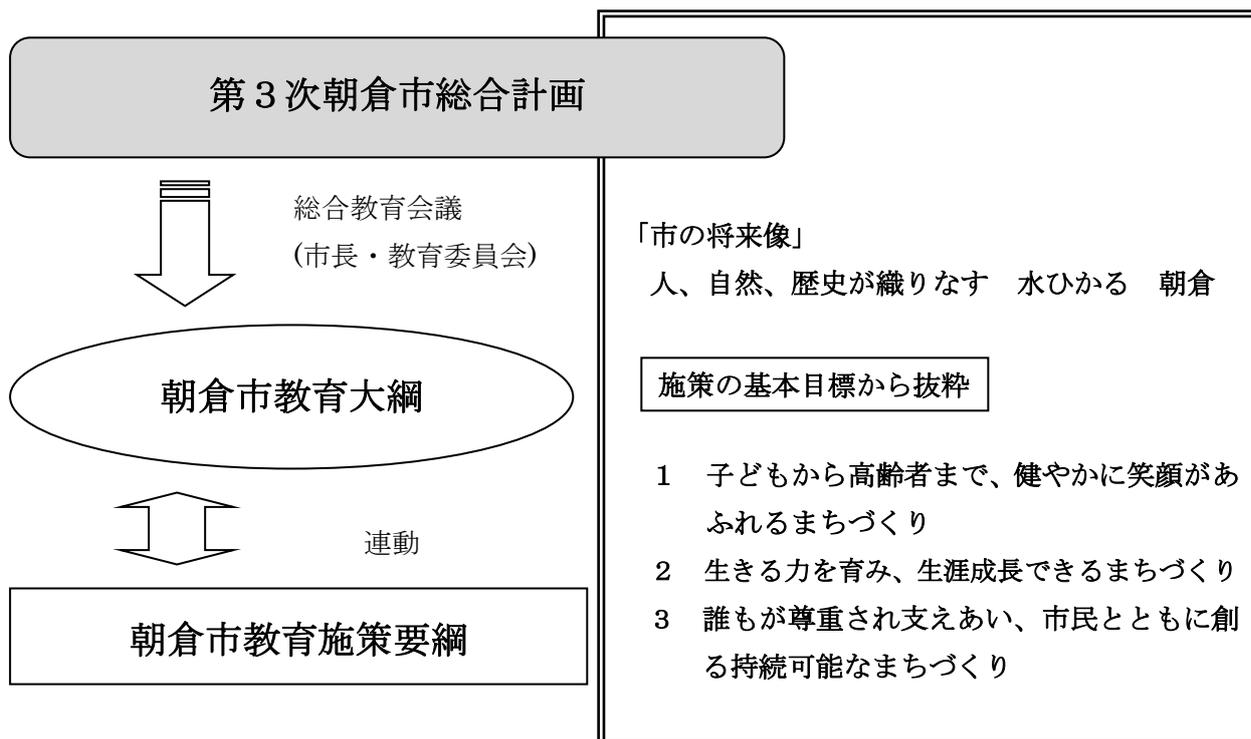
このような状況の中、第3次朝倉市総合計画との整合性を図りながら、今後4年間の教育方針を示す朝倉市教育大綱の策定を行い、教育行政に関する基本方針や重点的に取り組むべき施策を掲げております。

未来を創る子どもたちの、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、生きる力を育む教育を展開するとともに、ふるさと「朝倉市」を愛する心を身につけた子どもを育てるために、市長部局と教育委員会が連携し、一体となって本市の教育行政の推進に取り組んでまいります。

朝倉市長 林 裕 二

2 教育大綱の位置付けと対象期間

この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本方針となるものです。第3次朝倉市総合計画基本構想における基本目標の達成に向け、教育行政に関わる基本方針、重点的に取り組むべき施策の方向性を示し、別途朝倉市教育委員会が策定する「朝倉市教育施策要綱」と連動するものです。



大綱が対象とする期間は、第3次朝倉市総合計画との整合性を図るため、令和5年度から令和8年度までの4か年とします。

3 教育大綱の施策について

(1) 教育施策の体系

基本方針		主要施策
幼児教育	幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育において育みたい資質・能力の育成 ・ 幼・保・小連携の推進
	子育て家庭の相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て不安の軽減
学校教育	確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主体的・対話的で深い学びに向けた授業の改善 ・ 学習習慣の育成 ・ キャリア教育の推進
	豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己肯定感が高まる体験活動の推進 ・ 自他のよさを認め合う子どもの育成 ・ いじめ、不登校の未然防止・早期対応
	健やかな体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主体的に運動に取り組む子どもの育成 ・ 基本的な生活習慣の徹底 ・ 健康教育の推進
	開かれた学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域とともにある学校づくりの推進 ・ 郷土に愛着と誇りを持った子どもの育成
	教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心・安全な教育施設等の整備 ・ 働き方改革の推進
	教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の資質向上に向けた支援の充実 ・ 不登校復帰や改善に向けた支援の充実

文化・生涯学習	生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習機会の充実 ・生涯学習支援の充実
	スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の活動環境の充実 ・健康増進・市民相互交流の促進 ・活動組織・団体の育成
	読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種機関と連携した読書推進事業の充実 ・市民のニーズに応じた図書館資料の収集・整備 ・巡回文庫や移動図書館を活用した読書環境の整備
	文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の振興と活動支援 ・文化施設の整備と利用促進
	文化財の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の確実な継承 ・文化財の整備と活用
青少年	未成年者の非行・犯罪防止	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成の推進 ・地域及び関係団体との連携
人権・同和教育	教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発実施計画の推進と実践の充実 ・人権・同和教育推進協議会の運営 ・朝倉地区人権・同和教育推進連絡協議会との連携
	人権・同和問題に関する相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・支援機関の周知と利用促進 ・人権相談従事者の技能向上 ・法務局等関係団体との連携
男女共同参画	男女共同参画の推進と多様性の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った意識改革 ・方針決定への男女共同参画の推進 ・推進体制の整備・充実

(2) 教育施策の基本方針

ア 幼児教育

幼児期は、基本的な生活習慣を取得するとともに、自尊感情やコミュニケーション能力、他者への信頼感等を育み、社会性の基礎を作る重要な時期です。そのため、子どものその後の成長に大きく影響を与えることから、質の高い幼児教育及び子育てに係る相談支援の充実を図ります。

(ア) 幼児教育の充実

a 幼児教育において育みたい資質・能力の育成

幼児教育においては、生きる力の基礎を培うため、次に掲げる資質・能力を、幼稚園・保育所・認定こども園等において一体的に育むよう努めます。

- ① 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- ② 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- ③ 心情、意欲、態度等が育つ中で、より良い生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

b 幼・保・小連携の推進

幼児教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との意見交換や合同の研究の機会などを設け、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。

(イ) 子育て家庭の相談支援の充実

a 子育て不安の軽減

子育て世代が気軽に集い交流を行ったり、相談支援を受けたりすることのできる地域子育て支援拠点事業、並びに全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センター事業等を推進し、子育て家庭の相談支援を充実します。

イ 学校教育

現在の情報社会（Society4.0）に続く新たな社会は、超スマート社会（Society5.0）と呼ばれ、身近にある様々なものがネットワークでつながり、我々の生活はより便利で豊かになっていく可能性を秘めています。しかし、急激な技術革新や社会の変化は、予測が困難な時代をもたらします。この予測困難な時代では、学校で学んだ知識だけでなく、必要とされる新たな情報を見つけ、他者と協働して常に既存の知識を更新していく必要があります。

そのためには、学校教育において、学び方を含めた『確かな学力』や他者と協働するための『豊かな心』、たくましく生きていくための『健やかな体』の育成が重要であると考えます。そして、地域のよりよい発展をめざす人材を育成するための『開かれた学校』づくりを推進します。

そこで、本市においては、学校教育目標を「ふるさと朝倉を愛し、社会に貢献できる子どもの育成」とし、主要課題に対する具体的方策を展開します。

（ア）確かな学力の育成

a 主体的・対話的で深い学びに向けた授業の改善

I C Tを効果的に活用しながら、教職員の指導力向上を進め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図ります。

b 学習習慣の育成

学び方を学ぶことにも重点を置きながら、家庭と連携した学習習慣の定着を図ります。

c キャリア教育の推進

子どもたちに将来の夢や目標を持たせながら、その実現に向けた学びに向かう力の向上を図ります。

（イ）豊かな心の育成

a 自己肯定感が高まる体験活動の推進

様々な学習活動や学校行事等を通して、子どもの主体的な実践意欲や道徳的価値観の深まりをめざします。

- b 自他のよさを認め合う子どもの育成
「感じ、考え、行動する」主体的・実践的な学習を通して、子どもの人権感覚の育成を図ります。
- c いじめ、不登校の未然防止・早期対応
いじめ、不登校の未然防止に向けた取組の徹底と、いじめの早期発見・早期解決、不登校の改善・解消に向けた組織的な対応を推進します。

(ウ) 健やかな体の育成

- a 主体的に運動に取り組む子どもの育成
運動することの楽しさを子どもに実感させるとともに、体を動かす習慣づくりに向けた取組を推進します。
- b 基本的な生活習慣の徹底
心身の健康の大切さに改めて気づかせるとともに、家庭と連携した基本的な生活習慣の定着を推進します。
- c 健康教育の推進
食の大切さを再認識させるとともに、病気や感染等を予防するために主体的に行動することができる子どもの育成を図ります。

(エ) 開かれた学校づくり

- a 地域とともにある学校づくりの推進
コミュニティ・スクールを通して、学校と地域との連携・協働体制を活性化し、地域に根ざした子どもの育成と地域社会の活性化を図ります。
- b 郷土に愛着と誇りを持った子どもの育成
地域に開かれた教育課程の実施を通して、地域のよさを再発見するとともに、地域に貢献しようとする子どもの育成を図ります。

(オ) 教育環境の充実

- a 安心・安全な教育施設等の整備
安心・安全でよりよい学びを育む教育環境の整備・充実に努めるとともに、組織的に学校安全に取り組むための体制の点検や見直しを図ります。

b 働き方改革の推進

教職員が子どもと向き合う時間を十分確保するための業務の効率化を図るとともに、働きがいのある職場環境の整備を推進します。

(カ) 教育支援の充実

a 教職員の資質向上に向けた支援の充実

教職員のキャリアステージに応じて求められる役割や資質、能力に応じた研修を実施するとともに、各学校でのOJTに対する支援を行います。

b 不登校復帰や改善に向けた支援の充実

スクールカウンセラー等を活用した相談機能を充実させるとともに、子どもの個々の状況に応じたきめ細やかな支援体制の充実を図ります。

ウ 文化・生涯学習

生涯学習は、人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて生涯を通じて行う学習であり、自己実現への学びはもとより、急速に進展し続ける社会に対応するための学びに対する期待に応える機会を充実する必要があります。

また、誰もが気軽に参加でき楽しむことができるスポーツの推進や、いつでもどこでも親しむことができる読書推進活動の取組も必要です。

文化芸術は、豊かな人間性を育み、人生に生きがいや活力を与える重要なもので、その振興にあたっては、自主性や創造性を尊重し、文化芸術を市民の身近なものにする必要があります。多様な文化芸術を創造・活動できる機会を充実させていきます。

また、歴史の継承としては、長い歴史の中で培われてきた多くの文化財や伝統を受け継ぎ、より豊かなものにして次の世代へと引き継いでいく必要があります。地域の文化財を保護し、ふるさとの歴史や文化に触れ合う機会を提供することで、市民の郷土愛を醸成するよう努めます。

(ア) 生涯学習の推進

a 生涯学習機会の充実

生涯学習施策を推進するため、市民が生涯にわたり能動的に学び続け、その成果を生かしながら、心豊かに自己実現できるよう学習機会の充実を図ります。

b 生涯学習支援の充実

各種の講座・学級を幅広く開設するとともに、生涯学習指導者登録制度及び出前講座を拡大・充実し、市民の生涯学習支援の充実に努めます。

また、家庭における教育力の向上を図る施策を行います。

(イ) スポーツの推進

a スポーツ施設の活動環境の充実

市民のスポーツ活動の実態とニーズを把握し、施設の維持管理と有効利用を図ることで、気軽にスポーツに親しむことができる環境整備に努めます。

b 健康増進・市民相互交流の促進

市民だれもがいつでも気軽にスポーツに親しみ、健康で活力のある生活を確立するために、ニュースポーツの講習やスポーツ教室など、あらゆる世代が楽しめるスポーツの普及を図ります。

c 活動組織・団体の育成

各組織の指導者を対象とした講習会等を実施することにより、指導技術の向上を図り、各種団体と連携した市民の健康づくりを推進します。

(ウ) 読書活動の推進

a 各種機関と連携した読書推進事業の充実

行政機関や地域コミュニティ・学校・読書ボランティア団体等の連携を図りながら、読書講演会や講座等を開催します。

また、絵本を通して親子の触れ合いを深めるために、ブックスタート事業を推進するとともに、ボランティアの育成を図ります。

b 市民のニーズに応じた図書館資料の収集・整備

多様な利用者に対応した資料の収集・提供サービスを行い、貴重資料のデジタル化を図りながら、収集・整備・保存に努めます。加えて、コロナ禍に需要の高まった電子図書館の内容の充実及び利用促進を図ります。

c 巡回文庫や移動図書館を活用した読書環境の整備

身近に本に親しんでもらうために、定期的に学校、地域コミュニティ施設、福祉施設等を巡回して団体貸出を行います。

また、市内の保育園（所）・幼稚園・認定こども園へ移動図書館を巡回し、読書環境の充実に努めます。

(エ) 文化芸術活動の推進

a 文化芸術の振興と活動支援

文化芸術にふれる機会や創作活動の場を、市民に幅広く提供するために、各種公演や講座、美術展等を開催します。

また、文化芸術団体・グループ等への支援や育成を行うとともに、後継者の育成を図ります。

b 文化施設の整備と利用促進

利用者が安全かつ快適に施設を使用することができるよう、文化施設の定期的な保守・点検及び必要な整備・改修を行うことで、施設の利用促進を図り、市民の文化芸術活動を推進します。

(オ) 文化財の保存と活用

a 文化財の確実な継承

開発行為との調整や充実した発掘調査により、文化財の確実な継承を図ります。さらに、民俗資料をはじめとする未指定文化財の調査研究や秋月博物館等の所蔵資料の収集と調査研究により、文化財の保護を進めます。

b 文化財の整備と活用

文化財についての理解促進のための整備を行うとともに、文化財啓発事業や出前講座等を積極的に行い、市内文化財の周知を行うことで、郷土への誇りや愛着心の向上を図ります。

エ 青少年

青少年の問題は、社会が抱える様々な問題を反映しており、大人たちが自らの意識やふるまいが青少年に与える影響の大きさを自覚し、行動することが大切です。青少年を育む社会環境づくりを地域や関係団体等と連携して取り組んでいきます。

(ア) 未成年者の非行・犯罪防止

a 青少年の健全育成の推進

青少年の参画によるイベントなどの開催、地域づくりの中で青少年を育成する組織体制の充実などを通じて、青少年の健全育成を推進します。

b 地域及び関係団体との連携

家庭、学校、地域が連携し、青少年が安心・安全に健やかに成長できる地域社会をめざします。

オ 人権・同和教育

人権教育・啓発では、人々とのつながりを大切にし、自分の人権だけではなく他の人々の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち人権の共存の考え方が定着することが求められています。

また、「障害者差別解消法（平成28年4月施行）」や「ヘイトスピーチ解消法（平成28年6月施行）」、「部落差別解消推進法（平成28年12月施行）」などの個別の人権課題の解決に向けた法律が制定され、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた教育・啓発活動の強化が重要となっています。

本市においては、人権が尊重された社会を実現するために、人権尊重があらゆる施策の根本にあることを基本に考え、市民一人ひとりが、様々な人権問題を自分の問題として捉え、問題解決のために判断し、行動できるように、総合的かつ効果的な施策を推進します。

(ア) 教育・啓発の推進

a 人権教育・啓発実施計画の推進と実践の充実

「朝倉市人権教育・啓発基本指針」及び同指針に基づく「朝倉市人権教育・啓発実施計画」の点検評価を行い、本市における総合的な人権施策の推進を図ります。

また、あらゆる世代・立場に向けた人権教育・啓発の充実を図ります。

b 人権・同和教育推進協議会の運営

人権・同和教育推進協議会の運営を行い、部落差別をはじめとするあらゆる差別の本質をとらえ、人権・同和教育への正しい知識と理解を深め、人権尊重社会の実現のため、全市民あげて人権のまちづくりに向けた人権教育及び啓発活動の推進を図ります。

c 朝倉地区人権・同和教育推進連絡協議会との連携

朝倉地区3市町村（朝倉市・筑前町・東峰村）で運営する朝倉同推連と連携した取組を継続して進めながら、さらにその拠点施設として平成27年度に設置された「朝倉地区人権啓発情報センター」における住民啓発事業、各種研修事業、情報提供事業等との有機的な連携を図りながら、人権・同和教育及び啓発活動の推進を図ります。

(イ) 人権・同和問題に関する相談・支援体制の充実

a 相談・支援機関の周知と利用促進

人権啓発カレンダー「ひらけ未来に」や市報等において、人権相談窓口を広く周知し、利用の促進を図ります。

b 人権相談従事者の技能向上

人権・同和対策課における人権相談従事者の技能向上を図ることにより、相談時の適切な対応や支援に努めます。

c 法務局等関係団体との連携

法務局や人権擁護委員等の関係団体との連携を強化し、人権問題の解決を図ります。

カ 男女共同参画

「男女共同参画社会基本法」が平成11年に制定され、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）においても、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会をめざすこととしています。

本市では、男女共同参画のまちづくり条例や男女共同参画推進計画に基づき、性別に関わりなく全ての個人が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けての推進を図ります。

（ア）男女共同参画の推進と多様性の理解

a 男女共同参画の視点に立った意識改革

社会制度や慣行の見直し、子どもたちへの男女共同参画教育の推進・家庭や地域など、あらゆる場面での学習や啓発を推進し、個人の違いを尊重し、多様性を互いに認め合う社会の実現をめざします。

b 方針決定への男女共同参画の推進

政策方針決定過程への女性の参画の拡大及び地域、教育、行政等各種審議会や委員会等における女性委員の登用率の向上に努めます。

c 推進体制の整備・充実

市民及び関係機関等と連携して、男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の充実を図り、男女共同参画センターの活用と機能強化に努め、地域、家庭、学校等における男女共同参画の推進を図ります。